遺言・相続講演会

相続が心配な方、
遺言書を書いて
みたい方は
ぜひご参加を！



静岡地方法務局 マスコットキャラクター
しずほっち

相続登記は「しなくてもよい手続」から
「しなければならない手続」へ。
令和６年から、不動産を相続したことを
知った日から３年以内の登記が義務となりました。
大切な財産とご家族の安心を守るために
遺言書を活用した相続対策を今から始めませんか。

開催日時
11/17
（火曜日）
14時～

参加無料・事前予約制

会　場

静岡地方法務局沼津支局４階会議室
場所：沼津市杉崎町６－２０
沼津駅から徒歩１３分（地図は裏面）

プログラム

講演会 **14:00～16:30　定員30名**

第１部「遺言制度」（沼津公証人合同役場　名倉俊一公証人）
第２部「自筆証書遺言書保管制度」（法務局職員）
第３部「相続登記に係る制度」（法務局職員）

申込方法

お電話又は３階総務課窓口にて事前にご予約ください。
①参加者氏名　②電話番号　をお伺いします。

予約受付期間

令和８年10月13日（火）午前９時から

定員に達し次第、受付を終了します。

問合せ・申込先

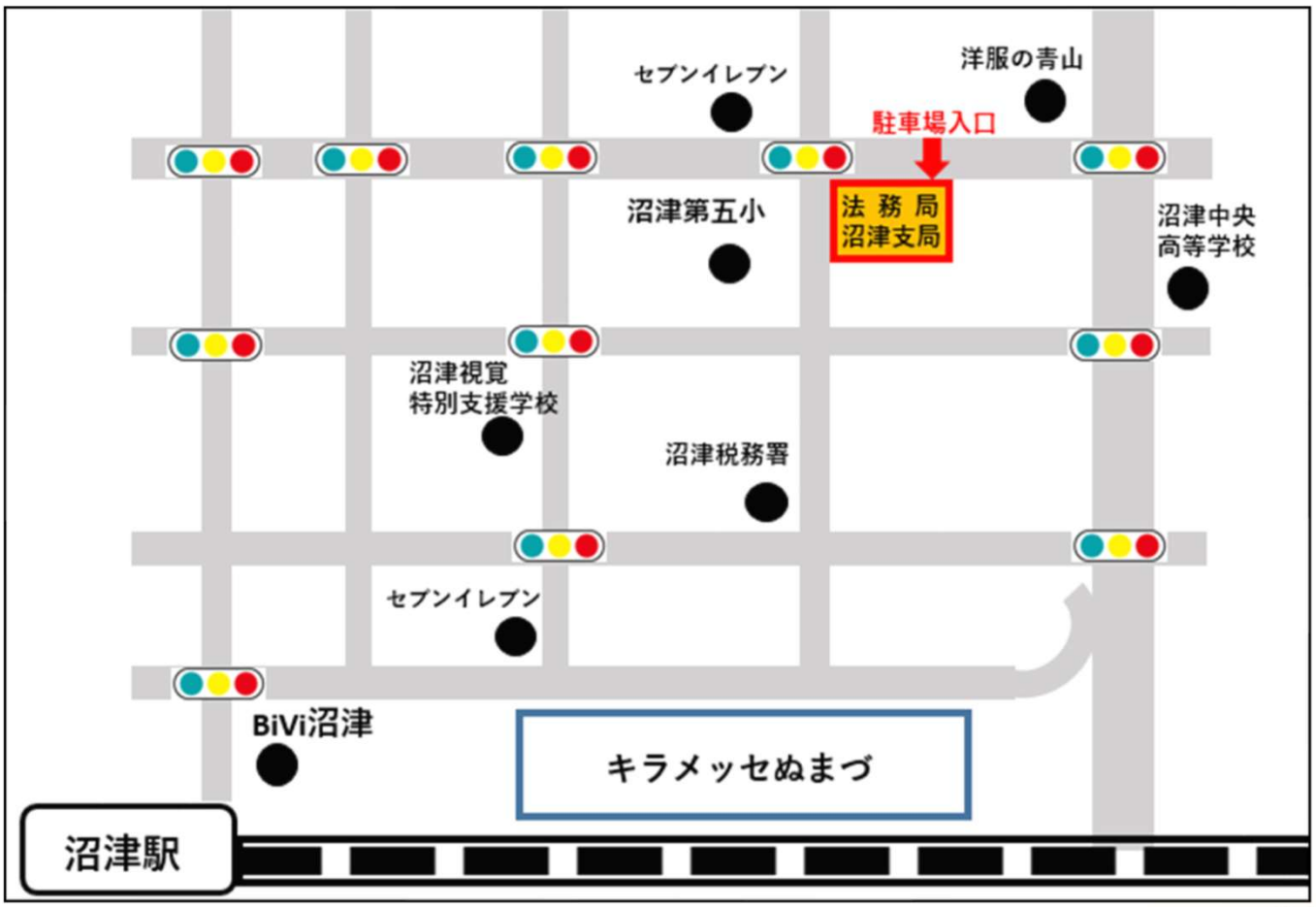
静岡地方法務局沼津支局総務課　℡ 055－923－1201(音声案内8番)
予約受付は午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）

主催：静岡地方法務局　共催：静岡公証人会・静岡県司法書士会

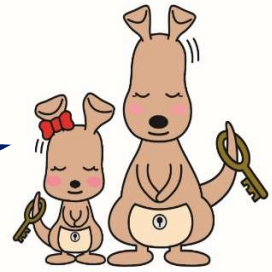
会場　静岡地方法務局
沼津支局４階会議室



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



※駐車場の数に限りがありますので公共交通機関を御利用ください。



遺言書ほかんガルー

遺言や相続の手続、制度に関しては、ホームページでもご案内しています。

法務局　**静岡地方法務局ホームページ**
（相続登記義務化・自筆証書遺言書保管制度・法定相続情報証明制度・相続土地国庫帰属制度など）

公証人　**沼津公証人合同役場ホームページ**

司法書士　**静岡県司法書士会ホームページ**